

太子町

高齢者保健福祉計画 第7期介護保険事業計画

概要版



平成30年3月
大阪府太子町

1. 計画策定の趣旨



我が国の人口は、横ばいから減少傾向に移りつつありますが、平均寿命の延伸等により高齢者人口は増加を続けています。高齢化は今後も更に進行することが予想され、一人暮らし高齢者や認知症高齢者の増加、高齢者が高齢者を介護する老老介護、地域で支え合う人と人とのつながりの希薄化等、様々な課題がより顕在化していくことも懸念されます。

高齢者の抱える多様なニーズや課題に対応していくためには、若い世代による支えだけではなく、高齢者自身ができるだけ健康を維持し、その活力を地域の中で生かしていくことも重要と考えられます。そのため、高齢者の健康管理の取組や、生きがいづくり、互いに支え合う「自助・共助・公助」の考え方に立った、地域全体で支え合う仕組みづくりを推進していくことが、より一層重要性を増していくものと思われれます。

本町では、平成 27 年 3 月に「太子町高齢者保健福祉計画・第 6 期介護保険事業計画」（以下、「第 6 期計画」という。）を策定し、「『和』を広げ、いつまでも生き生き暮らせるまち・太子」という基本理念に基づき、地域包括ケアシステムの構築をはじめとした様々な施策に取り組んできました。

今回、第 6 期計画の計画期間が終了することから、新たに「太子町高齢者保健福祉計画・第 7 期介護保険事業計画」（以下、「本計画」という。）を策定することとなりました。

本計画は、引き続き、団塊世代が 75 歳以上となる平成 37 年を見据えた計画として、本町の高齢者保健福祉施策及び介護保険事業の基本的な考え方や具体的な取組等について示すとともに、第 6 期計画の取組を踏まえ、地域包括ケアシステムの深化・推進及び介護保険制度の持続可能性の確保を目的として策定するものです。

2. 計画の位置づけと根拠となる法令

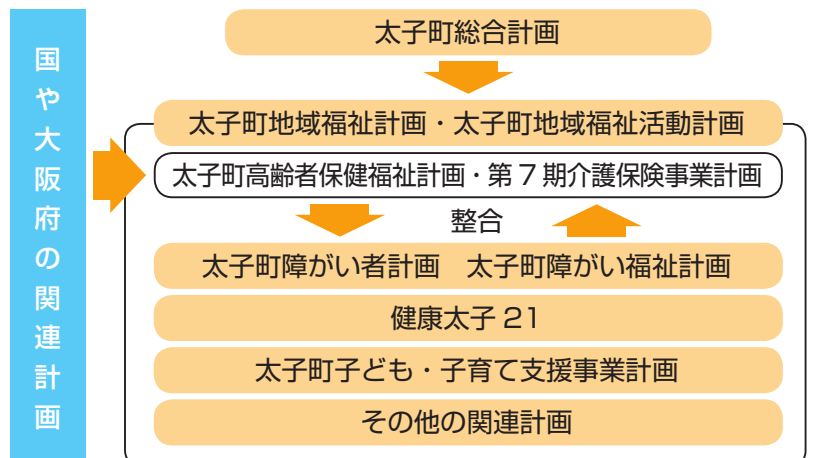


2-1. 法令の根拠

本計画は、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 20 条の 8 の規定に基づく「市町村老人福祉計画」及び介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 117 条の規定に基づく「市町村介護保険事業計画」を一体的に策定したものです。

2-2. 関連計画との関係

本計画は、「太子町総合計画」及び「太子町地域福祉計画・太子町地域福祉活動計画」を上位計画として、高齢者保健福祉施策及び介護保険事業に関する様々な施策を円滑に実施できるよう、大阪府の関連計画や本町の他の福祉関連計画との整合を図り策定したものです。



3. 計画の策定方法



本計画の策定に際しては、アンケート調査や第6期計画の評価を実施し、庁内においては介護保険担当、福祉担当、保健担当等の関係部局の事務レベルにおける協議・検討を行い、計画案を作成しました。

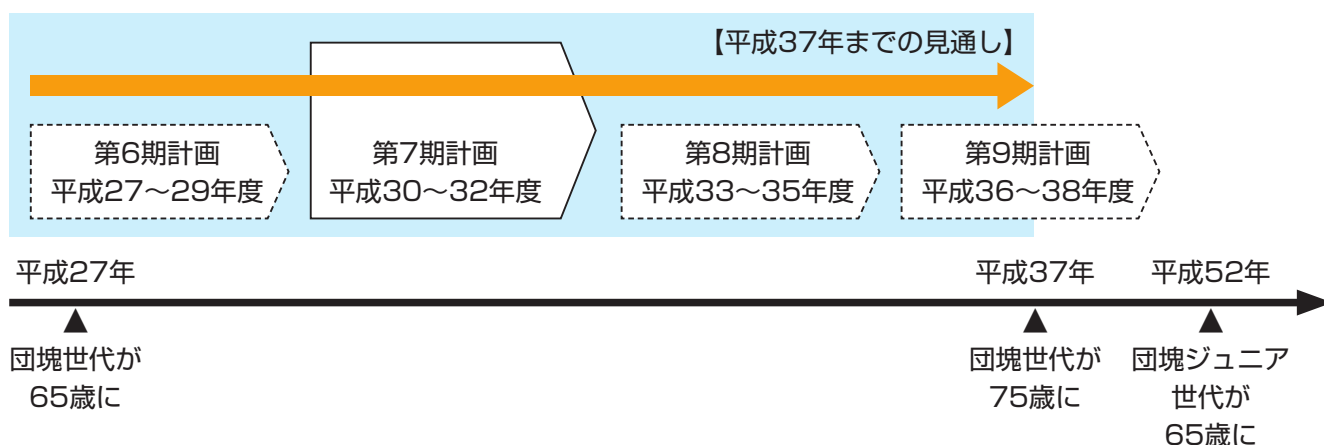
また、作成した計画案等については、保健・医療・福祉の各分野の関係者をはじめ、住民代表、NPO代表等、幅広い関係者が参画した「太子町介護保険事業計画等推進委員会」において、意見交換及び審議を行いました。

4. 計画の期間



本計画は、平成30年度から平成32年度までの3年間です。

本計画では、平成37年度を見据えた計画として施策の展開を図ります。

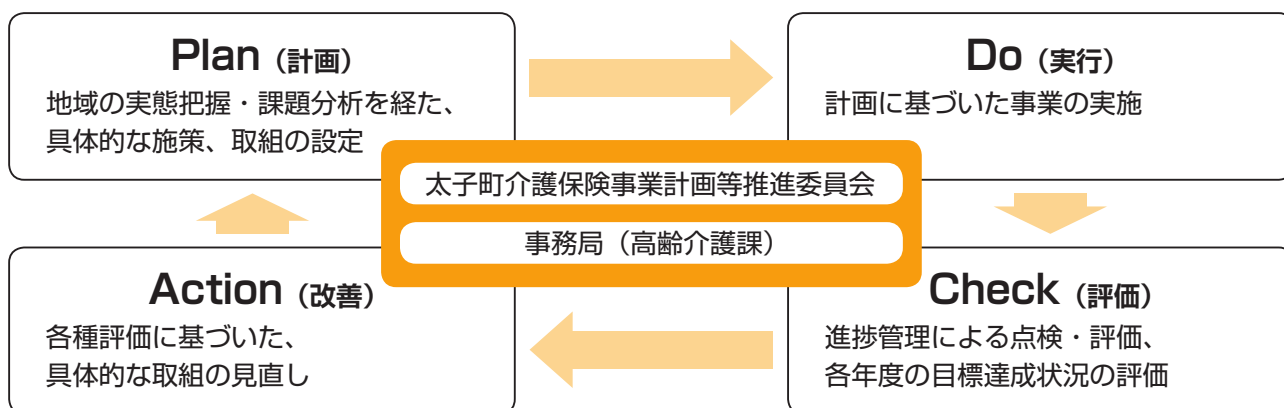


5. 計画の進捗管理



本計画の目標実現に向けて、施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、PDCAサイクルに基づき、定期的に計画の進捗状況の点検・評価を太子町介護保険事業計画等推進委員会において実施していきます。

また、庁内の推進体制として、引き続き高齢者保健、高齢者福祉及び介護保険を所管する部署が中心となり、関係各課や関係機関との緊密な連携のもと、計画を推進していきます。



6. 基本理念



本計画では、第6期計画で構築に取り組んできた地域包括ケアシステムを、より一層深化させていくことを目指します。また、団塊世代が75歳以上となる平成37年、さらに大阪府において要介護認定率や介護需要が今以上に高まっていくと予想される平成47年、平成52年においても、誰もが住み慣れた地域でいきいきと健やかに暮らし続けられるよう、中長期的な視野に立ち、介護保険制度が持続していくようにサービス基盤の整備等に努めるという観点から、「第5次 太子町総合計画」の基本理念を踏まえ、「第2期 太子町地域福祉計画・太子町地域福祉活動計画」で掲げられた「みんなが支え合いつながるまちーたいしー すべての住民が安心していきいきと暮らせるまち」を本計画の基本理念と設定します。

基本
理念

みんなが支え合いつながるまちーたいしー
すべての住民が安心していきいきと暮らせるまち

7. 重点事項



本計画の対象期間である平成30年度から平成32年度の3年間は、本町オリジナルの地域包括ケアシステム構築及びその深化に向けた整備を図る重要な期間であるため、以下の事項について重点的に取り組みます。

■地域共生社会の実現 **共生社会**

平成30年4月施行の改正社会福祉法に加えられた「我が事・丸ごと」の地域福祉の理念を実現するため、国、大阪府及び他市町村の動向を注視しつつ、太子町社会福祉協議会をはじめとする関係機関等とのネットワーク構築・強化を図ります。また、地域で住民が互いに支え合う地域づくりの推進や様々な課題に対して適切に対応できる包括的な支援体制の整備に取り組みます。

■包括的支援事業（社会保障充実分）の推進 **充実分**

消費税の増収分を財源に活用した「地域ケア会議推進事業」、「在宅医療・介護連携推進事業」、「生活支援体制整備事業」及び「認知症施策推進事業」の充実4事業について、本町では取組をスタートしたところです。これらの事業は、地域包括ケアシステム構築とその深化に向けて非常に重要な事業であるため、近隣3町村と共同で進めている三師会との連携に基づく在宅医療・介護連携をはじめ、『SASAE ^{ささえ} あい ^{たいし} 太子』協議体等の生活支援体制整備や認知症初期集中支援チームの立ち上げ等の認知症施策等を推進します。

■介護予防・日常生活支援総合事業の推進 **総合事業**

市町村の裁量による「介護予防・生活支援サービス事業」の多様なサービスについては、今後も住民主体によるサービスの創出を目指し、総合的な支援体制の構築に努めます。加えて、住民主体の集いの場である高齢者交流サロンの地域展開を含めた「一般介護予防事業」の推進や、高齢者が地域で活躍できるシステムの構築等の取組を推進します。

■高齢者支援体制等の充実 支援体制

平常時・災害時を問わず、地域で高齢者を見守り、支援する体制のネットワーク構築及び強化に努め、見守り活動や緊急時の対応強化を図ります。また、現在検討が進められている地域公共交通と連動した高齢者外出支援に取り組んでいきます。

■介護保険の適正運営と介護給付適正化 適正化

利用者一人ひとりの状況にあった最適なサービスを提供するため、ケアマネジャーの資質向上に資する取組を更に進めるとともに、第4期介護給付適正化計画に基づき、要介護認定の適正化及びケアプランの点検等、「介護給付適正化事業」に取り組みます。

8. 施策の展開



基本目標 1. 地域包括ケアシステムの深化・推進

高齢者が住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられるよう、地域共生社会の実現に向けた取組や自立支援、介護予防・重度化防止を推進し、医療や介護、生活支援等が一体的に提供される地域包括ケアシステムの深化に取り組めます。

施策の展開	重点事項
1-1. 地域共生社会の実現に向けた取組の推進	共生社会
1-2. 地域包括支援センターの機能強化	
(1) 地域包括支援センターの機能強化	
(2) 地域ケア会議の開催と充実	充実分
(3) 介護予防ケアマネジメント	
(4) 総合的な相談支援の充実	
(5) 地域包括支援センターの適切な運営	
1-3. 医療・介護連携の推進	
(1) 在宅医療の充実と医療・介護連携の推進	充実分
(2) 医療計画との整合性の確保	
1-4. 日常生活支援体制の整備	充実分
1-5. 介護予防・日常生活支援総合事業の推進	
(1) 介護予防・生活支援サービスの推進	総合事業
(2) 一般介護予防事業の推進	総合事業
(3) 高齢者の社会参加の促進	総合事業
1-6. 人材の確保及び資質の向上	
(1) 介護離職ゼロの実現に向けて	
(2) 人材育成の推進	

基本目標 2. 高齢者の権利擁護と自立支援の推進

高齢者が尊厳を保ち、地域で安心して暮らし続けられるよう、認知症高齢者への支援や虐待の防止、見守り体制等の整備に取り組みます。また、住まいをはじめとしたインフラ整備等、安心して暮らせるまちづくりを推進します。

施策の展開	重点事項
2-1. 認知症施策の推進	
(1) 認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）の推進	
(2) 認知症への理解促進	
(3) 認知症ケアパスの普及促進	
(4) 医療と介護の連携及び早期発見・早期対応の推進	充実分
(5) 介護者家族への支援の充実	
(6) 認知症高齢者の見守り体制の強化	
2-2. 高齢者虐待の防止	
(1) 虐待防止と早期発見・早期対応	
(2) 相談・支援体制の充実	
(3) 施設等による虐待防止の推進	
2-3. 高齢者の孤立防止及び生活困窮高齢者への支援	
(1) 地域の見守り体制の充実	支援体制
(2) 生活困窮者への支援	
2-4. 高齢者が安心して暮らせるまちづくり	
(1) 権利擁護の推進	
(2) 住まいの安定的な確保	
(3) 高齢者にやさしいまちづくりの推進	支援体制
(4) 災害時における高齢者支援体制の充実	支援体制

基本目標 3. 介護サービス等の充実

介護が必要になった場合でも、一人ひとりの状況に応じて必要なサービスが受けられるよう、介護保険事業をはじめとした各種サービス提供体制の強化及び適切なサービスの利用促進等に努めるとともに、今後さらに高齢者が増加していく状況においても、介護保険制度が持続していけるよう介護給付の適正化を図り、介護サービス等の充実を目指します。

施策の展開	重点事項
3-1. 介護保険制度の周知・啓発	
3-2. 介護保険制度の適正・円滑な運営	適正化
3-3. 地域密着型サービスの充実	
3-4. 介護に取り組む家族等への支援の充実	
3-5. 相談苦情解決体制の充実	
3-6. 適正な介護給付の推進（第4期介護給付適正化計画）	適正化
3-7. 社会福祉法人等による利用者負担額軽減制度の活用促進	

9. 介護保険料の見込み



9-1. 標準給付費と地域支援事業費の見込額

第7期計画の計画期間における介護予防給付・介護給付を合わせた総給付費と地域支援事業費の見込額は下記の表のとおりです。

(単位：円)

	平成30年度	平成31年度	平成32年度	合計
標準給付費見込額	1,090,660,899	1,208,480,478	1,325,946,376	3,625,087,753
総給付費	1,010,959,403	1,121,732,521	1,231,469,023	3,364,160,947
特定入所者介護サービス費等給付額	47,830,995	51,438,451	55,317,984	154,587,430
高額介護サービス費等給付額	25,346,461	28,573,506	32,211,409	86,131,376
高額医療合算介護サービス費等給付額	5,800,000	6,000,000	6,200,000	18,000,000
算定対象審査支払手数料	724,040	736,000	747,960	2,208,000
地域支援事業費見込額	78,091,000	79,888,000	81,727,000	239,706,000
介護予防・日常生活支援総合事業費	33,279,000	34,045,000	34,829,000	102,153,000
包括的支援事業費・任意事業費	44,812,000	45,843,000	46,898,000	137,553,000

9-2. 保険料基準額の算定

第7期計画における標準給付見込額等から、第1号被保険者の保険料を以下のように算定しました。

(単位：円)

	平成30年度	平成31年度	平成32年度	合計
標準給付費見込額 (A)	1,090,660,899	1,208,480,478	1,325,946,376	3,625,087,753
地域支援事業費 (B)	78,091,000	79,888,000	81,727,000	239,706,000
第1号被保険者負担分相当額 (C=(A+B)×23%)	268,812,937	296,324,750	323,764,876	888,902,563
調整交付金相当額 (D)	56,196,995	62,126,274	68,038,769	186,362,038
調整交付金見込額 (E)	34,617,000	42,246,000	51,709,000	128,572,000
準備基金取崩額 (F)				87,000,000
保険料収納必要額 (G=C+D-E-F)				859,692,601
予定保険料収納率 (H)				98.50%
所得段階別加入割合補正後被保険者数 (I)	3,898	3,943	3,986	11,827
年額保険料 (J=G÷H÷I)				73,800
月額保険料 (J÷12)				6,150

9-3. 所得段階別保険料の設定

本町では、第1号被保険者の所得段階別保険料の設定にあたり、国の基準である9段階より多段階化を行い、被保険者の負担能力に応じた保険料設定を行うこととします。

所得段階	対象者	基準額に対する割合	年額保険料
第1段階	生活保護の受給者、老齢福祉年金の受給者で世帯全員が住民税非課税の人及び世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入と合計所得金額の合計額が80万円以下の人	0.450	33,210円
第2段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計額が年額80万円超120万円以下の人	0.720	53,140円
第3段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計額が年額120万円超の人	0.750	55,350円
第4段階	本人が住民税非課税（世帯の中に住民税課税者がいる場合）で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が年額80万円以下の人	0.900	66,420円
第5段階 (基準段階)	本人が住民税非課税（世帯の中に住民税課税者がいる場合）で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が年額80万円超の人	1.000	73,800円 (基準額)
第6段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が120万円未満の人	1.200	88,560円
第7段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が120万円以上200万円未満の人	1.300	95,940円
第8段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が200万円以上300万円未満の人	1.500	110,700円
第9段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が300万円以上400万円未満の人	1.680	123,990円
第10段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が400万円以上600万円未満の人	1.750	129,150円
第11段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が600万円以上800万円未満の人	1.850	136,530円
第12段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が800万円以上の人	1.950	143,910円

※第1段階の保険料は公費による軽減措置を実施します



太子町高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画 【概要版】

発行：大阪府 太子町

〒583-8580 大阪府南河内郡太子町大字山田88番地

TEL：0721-98-0300（代表）